

けん引免許の教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の20% (上限10万円) となります。

給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込みされません。

◆教育訓練給付制度の支給対象になるもの◆

入学金、適性検査、技能教習料(延長分・補修分を除く)

支給対象合計額 165,000円 (20%相当は 33,000円)

◆教習料金の価格◆

- ・技能教習…1時限あたり9,900円
- ・技能検定…1回あたり8,800円

単位(円)

取得免許	A						小計	B		合計
	入学金	学科教習	適性検査	救護器具	証明書	写真代		技能教習	検定料	
けん引	44,000	-	2,200	-	2,750	880	49,830	118,800	8,800	177,430

* 合計の金額は延長教習・自由練習・検定不合格のない場合の最小金額です。

* 割引券をお持ちの方や取次所などからのご紹介の方は、表中の[A]から割引いたしますが、支給対象額も減額になります。

* 教習生自身のご都合で退校される場合は、11,000円の退校手数料がかかります。

なお途中退校の場合、給付金の支給は受けられません。

* 直前(技能教習開始まで1時間以内) や無断の技能教習のキャンセル、または遅刻した場合はキャンセル料(1回あたり9,900円)がかかります。